

(仮訳)

「2009年12月23日付№1071 ロシア連邦から関税同盟協定の参加国外へ
輸出される個々の種類の木製品に関する輸出関税率に関する政令」

(本文)

ロシア政府は以下の通り決定する。

1. 2006年12月23日付№795「ロシア連邦から関税同盟協定参加国外へ輸出される製品の輸出関税率の決定及びロシア政府一部法令の失効」に関する」ロシア連邦政府政令の一部変更により（ロシア連邦法令集、2007, #1, 254 頁、#7, 896 頁、#16, 1917 頁、#21, 2511 頁、#45, 5503 頁；2008, #52, 6407 頁）、関税同盟協定参加国外へ輸出される、個々の種類の未加工木製品に関する輸出関税率を別添の通り決定する。

2. 本政令は、2010年1月1日から効力を発する。

ロシア連邦政府代表 V.プーチン

2009年12月23日付№.1071 ロシア連邦政府政令

リスト

「ロシア連邦から関税同盟協定の参加国外へ輸出される個々の種類の木製品に関する輸出関税率」

(単位はパーセントかユーロ)

対外活動商品 リストコード	状態の名称*	2010年1月1日より	2011年1月1日より
4403 20 110	以下の丸太		
4403 20 110 1	直径15cm以上24cm未満 長さ1m以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 110 2	直径24cm以上 長さ1m以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 190	以下のその他のもの		
4403 20 190 1	未加工木材（樹皮又は	25%但し15ユーロ	80%但し50ユーロ

	木材周辺部を除去する しないにかかわらない、角材でない直径 15cm 未満のもの)	/m ³ を下回らない	/m ³ を下回らない
4403 20 190 9	その他	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 310	以下の丸太		
4403 20 310 1	直径15cm以上24cm未満 長さ1 m以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 310 2	直径24cm以上 長さ1 m以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 390	以下のその他のもの		
4403 20 390 1	未加工木材（樹皮又は 木材周辺部を除去する しないにかかわらない、角材でない直径 15cm 未満のもの)	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 390 9	その他	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 910	以下の丸太		
4403 20 910 1	<u>Picea abies Karst.</u> を除 くトウヒ類、 <u>Abies</u> <u>alba Mill.</u> を除くモミ・ トドマツ類で、直径 15cm 以上 24cm 未満、 長さ1 m以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 910 2	<u>Picea abies Karst.</u> を除 くトウヒ類、 <u>Abies</u> <u>alba Mill.</u> を除くモミ・ トドマツ類で、直径	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない

	24cm 以上、長さ 1 m 以上		
4403 20 910 3	Pinus sylvestris L.を除くマツ類で、直径 15cm 以上 24cm 未満、長さ 1 m 以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 910 4	Pinus sylvestris L.を除くマツ類で、直径 24cm 以上、長さ 1 m 以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 910 9	その他	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 990	以下のその他のもの		
4403 20 990 1	未加工木材（樹皮又は木材周辺部を除去するしないにかかわらない、角材でない直径 15cm 未満のもの）	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 20 990 9	その他	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 99	以下のその他のもの		
4403 99 100 0	ドロヤナギ、ドロノキ、ハコヤナギ、ヤマナラシ、ポプラ	10%但し5ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 99 300 0	ユーカリ	10%但し5ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 99 510	以下の丸太		
4403 99 510 1	直径15cm以上24cm未満 長さ 1 m 以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない

4403 99 510 2	直径24cm以上 長さ 1 m以上	25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 99 590	以下のその他のもの		
4403 99 590 1	未加工木材（樹皮又は 木材周辺部を除去する しないにかかわらない、 角材でない直径 15cm 未満のもの）	0	0
4403 99 590 9		25%但し15ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない
4403 99 950			
4403 99 520 2		10%但し5ユーロ /m ³ を下回らない	80%但し50ユーロ /m ³ を下回らない

*ロシア対外活動商品リストコードによって特別に決定される商品関税率を定める目的のためであり、商品の名称は単に使用の便のために用いられる。